

一般社団法人和歌山県臨床工学技士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人和歌山県臨床工学技士会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を和歌山市小松原通四丁目20番地に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、臨床工学技士の学術技能の研鑽及び資質の向上等を行い、地域の福祉、医療の普及発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関すること。
- (2) 臨床工学技士の学術技能の研鑽及び資質の向上に関すること。
- (3) 臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関すること。
- (4) 臨床工学技士に関する調査研究及び刊行物の発行。
- (5) 内外関連団体との連体交渉に関すること。
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会、監事及び会計監査人を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・一般財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 臨床工学技士の資格を有し、当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

- 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第 9 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 名誉会員は、入会金及び会費の納入を要しない。

(任意退会)

第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 12 条 第 10 条、第 11 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して 2 年以上なされなかったとき。

(2) 臨床工学技士の資格を失った時や、総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が第 10 条、第 11 条、第 12 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社員総会

(種類)

第 14 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 15 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 16 条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び次の事項を議決する。

(1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

(2) 会員の除名

- (3) 役員並びに会計監査人の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団・一般財団法人法に規定する前項及びこの定款に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の社員総会においては、第 18 条第 3 項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、議決することができない。

(開催)

第 17 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- (3) 前項の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - 一 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
 - 二 請求があった日から 6 週間以内に社員総会の招集通知が発せられない場合。

(招集)

第 18 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前項第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、その社員総会に出席している社員の中から選出する。

(決議)

第 20 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理・書面による行使)

第21条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは当法人の定める電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長、議事録作成者及び出席した理事1名は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 2名

2 当法人に、会計監査人1名を置く。

3 理事のうち、1 名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、3 名以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第 26 条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会において各々選定する。

2 副理事長は、理事会において理事の中から選任する。

3 監事及び会計監査人は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、理事又は監事並びに会計監査人に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務・権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 29 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(解任)

第 31 条 役員及び会計監査人は、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

2 監事は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、職務を解怠したとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 32 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

2 会計監査人の報酬時は、監事の同意を得て理事会において定める。

(取引の制限)

第 33 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取扱いについては、第 46 条に定める理事会規則によるものとする。

(名誉会長及び顧問)

第 34 条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をす

ることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第 35 条 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 36 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第 38 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、年 4 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び一般社団・財団法人法第 101 条第 3 項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は一般社団・財団法人法第 101 条第 2 項に該当する場合は、その日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、

開催日の前日までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議事に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・財団法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第 45 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 46 条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第 47 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の議決を得て、理事長が別に定める「基金取扱い規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 48 条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第 49 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・一般財団法人法第 141 条第

2項に定める範囲内で行うものとする。

(基金の積立)

第 50 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 51 条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 16 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、当法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 52 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 53 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第 54 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 7 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

2 前項第 3 号から第 7 号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、

定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 55 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第 56 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第 57 条 当法人は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 58 条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 号第 17 項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 59 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 号第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 60 条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任(選定)する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第61条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第62条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第63条 当法人は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する事項は、理事会の議決により別に定める。